

生産行程管理業務規程

令和 6 年 3 月 22 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒898-0025）鹿児島県枕崎市立神本町12番地
（カゴシマケンマクラザキシタテガミホンマチ12バンチ）

名称（フリガナ）：枕崎水産加工業協同組合
（マクラザキスイサンカコウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 的場 信也

ウェブサイトのアドレス：<http://katuobushi.net/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 7 類 水産加工品類

区分に属する農林水産物等：加工魚介類（鰹節及び鰹加工品）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：枕崎鰹節（マクラザキカツオブシ）、Makurazaki Katsuobushi
Makurazaki dried bonito、Makurazaki bonito flakes

4 明細書の変更

枕崎水産加工業協同組合（以下「加工組合」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）生産業者への周知・指導等

加工組合は、組合員たる生産業者（以下「生産業者」という。）に対し、「枕崎鰹節」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導及び助言を行う。

ア 生産業者の手順

生産業者は、「枕崎鰹節」の生産地及び生産の方法に基づいて出荷した記録として生産・出荷状況の記録等を保存する。

イ 加工組合の手順

加工組合は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことが疑われる場合には、現地調査を行い、遵守状況を確認する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

加工組合は、上記（1）のア及びイに記載の手順について、年 1 回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

加工組合は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して指導又は警告等を行う。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

加工組合は、上記 5（1）の周知の際に、地理的表示である「枕崎鰹節」及び GI マーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- （1）明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された鰹節及び鰹加工品にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- （2）GI マークを使用する場合は、地理的表示である「枕崎鰹節」と併せて使用すること。
- （3）GI マークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

加工組合は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、加工組合は、当該生産業者の生産した鰹節及び鰹加工品について、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

加工組合は、上記 6 及び 8 に関して、「枕崎鰹節」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

加工組合及び生産業者は、次の資料をその作成日又は取得日から 5 年間保存するものとする。

- （1）上記 5 における「枕崎鰹節」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- （2）明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び加工組合が行った指導等に係る資料

11 連絡先

